
JFA×MS&AD なでしこ“つぼみ”プロジェクト

募 集 要 項

2025年2月6日 第1版

(趣旨)

- 第1条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）とMS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社（以下「MS&AD」という）によるU-15女子サッカークラブ設立・運営支援プロジェクト「JFA×MS&AD なでしこ“つぼみ”プロジェクト」に参画するクラブに対して支援を行うものである。
- 2 この要項は、JFA×MS&AD なでしこ“つぼみ”プロジェクトの支援活動に関して、必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 このプロジェクトによる支援の対象となる事業を「支援対象事業」とする。
- 2 このプロジェクトによる支援の対象となる経費を「支援対象経費」とする。
- 3 このプロジェクトによる支援対象事業を行う者を「支援事業者」とする。
- 4 この支援を行うJFAおよびMS&ADからなる主体を「プロジェクト事務局」とする。

(支援の対象となる事業等)

- 第3条 この支援による支援対象事業は以下の通りとする。
- ① 市区町村と連携したU-15女子サッカークラブの新規設立・運営
 - ② 市区町村と連携した既存のスポーツクラブによるU-15女子カテゴリーの設立・運営

(期間及び予算)

- 第4条 この支援金の「支援対象事業」の実施期間は、2025年4月から2026年12月までの1年9ヶ月とする。
- 2 前条に掲げた①から②にあてはまる事業に対して、支援事業者に以下の①から③のとおり支援を行う。
- ① 各クラブにクラブ及びカテゴリー設立時の初期費用補助最大30万円
 - ② 各クラブに支援開始から2027年3月までの運営に係る支出の20%（上限40万円／年）
 - ③ 各クラブにJFAが選定する指導者の派遣（上限／10回）

(支援要望書の提出)

- 第5条 支援を受けようとする支援対象者は、前条第2項の配分予算枠内において、支援要望書を、別に定めるところに従い、JFAに提出するものとする。
- 2 支援要望書の提出者が市区町村でない場合は、市区町村の承認を得た上で、要望書をJFAに提出するものとする。

(支援の内示)

- 第6条 JFAは、前条の規定による支援要望書の提出があったときは、プロジェクト事務局とこれを審査し、支援しようとする事業及び支援の内容を内定し、その支援要望書を提出した者に支援の内示を行うものとする。

(支援の申請)

第7条 前条の規定による内示を受領した者は、支援金を受けようとするときは、支援申請書を、別に定めるところに従い、JFAに提出するものとする。

(支援事業の遂行)

第8条 支援事業者は、支援金の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要項に基づくJFAの処分に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行わなければならない、いやしくも支援金の他の用途への使用をしてはならない。

(支援事業の中止又は廃止)

第9条 支援事業者は、支援事業を中止又は廃止しようとするときは、支援事業中止(廃止)承認申請書をJFAに提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 支援事業者は、支援事業が予定の期間内に開始できないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかにJFAに報告し、その指示を受けなければならない。

2 支援事業が予定の期間内に開始することができないと見込まれる場合において、支援金の決定を受けた年度を越えて期間を延長する必要があるときは、期間延長承認申請書をJFAに提出して、その承認を受けなければならない。ただし、その承認された期間を当該年度内において更に延長する必要がある場合は、この限りでない。

(支払申請)

第11条 支援事業者が、支援金の支払いを申請するときは、支援金支払申請書をJFAに提出しなければならない。

2 JFAとMS&ADのプロジェクト期間に準じ、各年11月末日までに当該年の必要支援金の支払申請を提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 支援事業者は、支援事業の遂行及び支出状況についてJFAから報告を求められたときは、速やかに支援事業状況報告書をJFAに提出しなければならない。

(支援事業の遂行等の命令)

第13条 JFAは、支援事業者が提出する報告等により、その者の支援事業が支援金の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 JFAは、支援事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該支援の停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 支援事業者は、支援の開始から終了までの2年間の各年で支援事業実績報告書をJFAに提出しなければならない。

(支援金の額の確定等)

第 15 条 JFA は、前条第 1 項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が、支援金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支援金の額を確定し、支援金額確定通知書を当該支援事業者に送付するものとする。

(是正のための措置)

第 16 条 JFA は、第 14 条第 1 項の報告を受けた場合において、その報告に係る支援事業の実施結果が、支援金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該支援事業者に対して命ずることができる。

(支援の決定の取消し等)

第 17 条 JFA は、第 10 条の規定による支援事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 支援事業者が、支援金を支援事業以外の用途に使用した場合
- (2) 支援事業者が、支援事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (3) 支援事業者が、その他この要項に違反した場合
- (4) 支援決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

2 前項の(1)から(4)の規定は、支援事業について支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(支援金の返還)

第 18 条 JFA は、前条の規定により支援金の決定、若しくは確定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支払いが完了しているときは、支援事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第 1 項の規定による支援金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。

(財産の管理等)

第 19 条 支援事業者は、取得財産等については、支援事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。少なくとも 3 年間は、支援金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 第 1 項の規定に反し、支援金の目的以外に運用される場合、JFA は支援金の返還を要求する場合がある。

(支援金の経理)

第 20 条 支援事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して支援事業の収入額及び支出額を記載し、支援金の用途を明らかにしておかななければならない。

2 支援事業者(都道府県/市町村を除く。)は、金融機関に支援事業についての専用の口座を設けておかななければならない。

(ロゴマーク等の表示)

第 21 条 支援事業者は、支援事業の実施に際し、別に定めるところにより支援金による支援事業である旨の記載及びロゴマークの表示を行わなければならない。

(支援事業の公開等)

第 22 条 支援事業者は、支援事業の実施状況及び実施結果並びに支援金の使途に関する情報を公開するものとする。

2 JFA は、支援事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第 23 条 この要項に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、別に定める。